

指導を高める仕組みの構築と保護者の要請に応える教育相談

舟 川 和 宏

(兵庫県篠山市立丹南中学校)

1. 指導を高めるための仕組みを 校内でどのように創るか

(1) 保護者と共に考える指導目標

個別指導計画作成のため、重点指導目標を保護者と共に考えるよう講師と担任、保護者を交えて考える機会を設定した。平成12年度には年5回、ほぼ20名程度(全幼児児童・生徒保護者は33名)の指導目標が講師、管理職と共に設定できた。

講師には朝10時から17時まで来ていただき、10時から11時40分まで2つの授業を1時間につき、2名ずつ実施する。その授業は全教員が参観する。また対象児童生徒の保護者も参観するようにした。午後は1時間30分の時間で1回につき4名の子どもの授業の反省・協議を行い、講師を交えて意見交換を行った。

保護者と担任の話し合いとして13時から15時までの2時間で1名につき30分ずつ保護者・講師・担任・管理職を交え、1年鑑で重点的に指導すべき重点指導目標を確認しあった。

平成13年度は研究推進委員会で対象幼児・児童・生徒を年度当初から挙げて実施した。しかし講師謝金の関係から年5回の機会を年3回に縮小しなければならなくなった。その中身についても1回につき4人の子どもの授業参観の対象とすると一人に対する意識がすごく薄れてくるので、1回につき2名の子どもの実施することとした。こうすることで午後の反省・協議の時に、指導方法について丁寧に講師に指導していただける時間が確保できると考えた。

平成13年度は重点指導目標を講師と共に考えた保護者は6名である。

初年度20名と次年度6名ということで、35名の保護者の内26名、全校のほぼ8割の保護者について重点指導目標が講師、担任、管理職と共に確認できた。

なお、重点指導目標というのは一年間に重点的に指導していこうという目標の意味である。また保護者に対して説明責任を果たせるよう、できるだけ具体的な目標にしていることも意味している。

(2) 成 果

・担任・保護者・講師・管理職との確認で具体的な指導目標があるので子どもに対して家庭と学校が同一步調でアプローチできるようになった。日々の保護者との連絡の

中でも、ずれが少なくなった。

・外部講師からの意見を入れて指導目標を設定したので、今まで以上に学部内で検討していたもの以上にソーシャル・バリディティが加わるようになった。

・1回の機会に2名の子どもの授業としたため、自習をしている子どもの介助のための教員が少なくて済み、より多くの教員に授業を参観していただけた。

また午後の協議についても4名についてしていたのが2名となったため、時間的にゆとりが出て協議の間に意見や質問が多く出てくるようになった。

・平成12年度は保護者の希望制としていたが、平成13年度は研究推進委員会が対象児を決めた。こうすることで「学校のことは学校に任せます」と言っていた保護者についても次第に学校の取り組みを啓蒙できた。

(3) 課 題

・2～3年この取り組みを続けていくと必ず1回、時には2回講師を交えての重点指導目標設定の機会が出来る。軽度の子どもの場合、重点指導目標は替わっているであろうが重度の子どもの場合、大きく指導目標が変わることは少ない。この場合、担任が変わっても、引き継いで指導出来る体制が確立されているか疑問のケースがある。

また、重度な子どもについても指導目標を作成する場合、いかに細かく子どもを分析していくことができるのかということがある。どんな重度な子どもでも1年間で発達するはずであるから、その僅かな変化でもわかるだけの力を持つ教員を育てていくことが大切である。

・重点指導目標を設定していくと、その目標に対する指導内容に教員の個々の力量がはっきりと出てくる。保護者からの遠回しの指導内容に対する苦言をどう理解するかも個人の力量により変わってしまう。

・人事交流について市立の養護学校教員は市内で異動するため、真の専門的力量をつけていくことが可能なのか。教員は同一校で7年以上勤務している場合は異動対象となる。この期間内において、専門的力量を備えた教員を育てることは不可能とは言えないが大変難しい。養護学校教員であるためには自立活動・医療・福祉と多岐の分野に渡り今まで普通校で重ねてきた経験以上に知識を得る必要がある。

保護者は普通校と違う障害児教育の専門家としての養護学校教員と見ているため、保護者と教員との話の中に

専門性を見出さないと、安心して子どもを学校で指導してもらえないし不信感も増幅していく。

- ・校内での協力体制をどのように築いていくか。どうしても教員は自分の担任する子どもは自分が見ると意識が強いため、他者からのアドバイスに耳を貸しにくい、それで「学級王国」ならぬ「担任王国」を築いているケースがある。このことで保護者から前任と違うことを指導しているという指摘を受けたケースがある。
- ・入学者が4～5名いるため年度当初に学校として「個別指導計画」を作成しているということを毎年、保護者に説明しておく必要がある。折りに触れて管理職からも個別指導計画作成の意義及び目的について話をしているが年度当初に時間をとり、保護者に説明しておく必要がある。

2. 養護学校における保護者の要請と教育相談機能

平成13年度、教育相談は21名実施している。

(在宅児2名、保育所5名、幼稚園1名、小学校9名、中学校3名、高校1名)

平成13年度新たに教育相談を行い始めた幼児・児童・生徒10名

- ① 近隣の療育園からの紹介
1名(平成14年度篠山養護学校に入園予定)
- ② 保健所からの紹介
2名(内、1名は平成14年度篠山養護学校に入園予定)
- ③ 動作法を教えて欲しい(保護者から)
1名(平成14年度市内障害児学級に入学予定)
- ④ 通常学級生の相談(保護者から依頼) 2名
兄弟に障害児がいて、その関係で相談してきた例(二人とも軽度の知的障害)
- ⑤ 他校へ出かけての相談 3名
- ⑥ 就学指導についての教育相談(相手校校長から)
1名(通常の幼稚園在籍)
→平成14年度篠山養護学校に入学予定
昨年度から引き続き、教育相談を実施している11名の内、1名は平成14年度から篠山養護学校に入園予定

(1) 平成13年度以前に教育相談をうけた幼児・児童・生徒

- ① 近隣の療育園からの紹介(H郡及びT市の療育園) 3名
- ② 保健所からの紹介 1名
(平成13年度篠山養護学校に入園)
- ③ 動作法を教えて欲しい(保護者から) 2名
- ④ 通常学級生の相談(保護者から依頼) 0名

⑤ 他校へ出かけての相談 16名

(2) 成果

- i) 平成12年度より保健所から依頼され教育相談を受ける幼児・児童・生徒が出てきた。福祉事務所から依頼のケースもあり、福祉事務所や保健所との連携が深まってきた。
- ii) 保育所から来ている幼児で医療機関・福祉機関との連携が深まりはじめた。

① O・K(市内保育園在籍、現在3才児)

平成13年11月に近隣の病院、整形外科医、O・T・Pと保育園保育士、保健師、教育相談担当者とのケース会議を実施した。(今後学期に1回程度の予定で篠山養護校入学まで実施していく予定)

② O・S(市内保育園在籍、現在3才児)

平成13年11月に療育関係者(近隣の療育園園長[ST資格有]と保育園保育士、保健師、教育相談担当者とのケース会議を実施した)

(3) 教育相談実施回数

幼稚部担任が教育相談を担当することで幼稚部幼児を13時30分帰りとした。そうすることで幼稚部担任は水曜日と金曜日、14時から17時までに教育相談を実施することが可能になった。このことで教育相談の実施回数を増加させることができた。

i) 現在までの取り組みの概要

○ 平成10年度	教育相談実施数	18名
	延べ実施回数	110回
	篠山市内	12名
	篠山市外	6名
	本校入学者	1名

担当 養護・訓練専科、養護教諭、校長(6名、内養護・訓練専科4名)

○ 平成11年度	教育相談実施数	17名
	延べ実施回数	108回
	篠山市内	12名
	篠山市外	5名
	本校入学者	2名

担当 養護・訓練専科、養護教諭、校長(6名、内養護・訓練専科4名)

○ 平成12年度	教育相談実施数	19名
	延べ実施回数	96回
	篠山市内	13名
	篠山市外	6名
	本校入学者	6名

担当 各学部自立活動部、養護教諭、校長(9名、内自立活動部7名)

○ 平成13年度	教育相談実施数	21名
	延べ実施回数	160回
	篠山市内	18名
	篠山市外	3名
	本校入学者	1名

担当 各幼稚部担任（2名）、各学部自立活動部、
養護教諭、校長（8名、内自立活動部4名）

（4）今後の課題

- 通常学級生の相談を受けた場合、後のフォローとしてその子の通う学校に行き、学校での様子を見て助言することが望ましい。しかし、篠山市内で養護学校の教育相談担当教員が相手校に出かけた場合、対象の児童・生徒が周りの児童・生徒からどのような目でみられるのか見当がつかず、まだ実施していない。また対象児童・生徒の担任から授業を見て欲しいという依頼を受けたことがないため実施していない。通常学級の児童・生徒の相談後

のフォロー体制をどのように築いていくか。

- 保健所・福祉事務所から教育相談の依頼が増えてきたが、その人数に対して教育相談できる体制が整わず、もう少し頻りに相談した方が良いと思われるケースでも回数を減じている。本校の教育相談では実際に指導しているため、回数を減じることについては指導の効果に疑問が生じている。
- 保健所・福祉事務所・医療との連携が深まりケース会議を行うようになるほど専門的知識が必要となるため、教員の専門的力を高めていかなければならない。
本年度、ケース会議を行った際、養護学校での教育の立場ではこういう指導をするというデモンストレーションを行った。
- 教育関係での取り組みになるので教育委員会との関係をさらに増していく必要がある。現状把握しておらるが具体的に様子を知らせているだけで具体的なフォローはない。